

## 2016年9月通常会議 議案に対する討論

2015年5月15日

石黒 賀津子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、  
議案第101号 平成27年度大津市一般会計補正予算（第2号）、  
議案第102号 平成27年度大津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第103号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、  
関連した議案であるため、一括して反対討論を行います。

介護保険法の改正に伴う低所得者の保険料軽減対策については、国において介護保険料の負担が高齢者にとって非常に大きくなっていることから、低所得者第1段階から第3段階までについての軽減策が示されていたところでもあります。消費税10%増税が先送りされたことにより、軽減率と軽減対象者が今回縮小、先送りされました。

しかし、大津市の介護保険料の基準額は、滋賀県内で最高額となっており、値上げ額についても月1,000円と県平均の767円を大きく上回っており、高齢者の負担感は非常に大きいと考えます。その上、安倍自公政権は、今年6月に医療・介護総合法の可決を強行したため、要支援者のサービスの切り捨て、特養ホームへの入所の制限、8月からは低所得者が施設を利用する場合に食費や居住費の負担を軽減する補足給付の縮小、打ち切りまで行おうとしており、負担がますます増大することは明らかです。政府は、消費税増税分は全て社会保障に充てると説明したにも関わらず、そのうち2015年の消費税増税分のうち、社会保障の充実に充てられるのはわずか16%にすぎません。ですから、この軽減策が実施されても保険料がうなぎ登りに上がっていくことには変わりはなく、国に向けて国庫負担割合の引き上げを強く要望すべきです。

一方、介護保険料の負担軽減については待ったなしの課題であり、消費税増税頼みではなく、富裕層や大企業への優遇を改め、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革、大企業の内部留保の一部を活用し、国民の所得増で税収を増やすという消費税に頼らない別の道で本来国が示していた軽減措置を行うべきであると考えます。

大津市は、市民の暮らしを守る自治体としての役割を果たすため、まずは低所得者第1段階の高齢者の暮らしを守るための財源措置を行うことを求めて、反対討論とします。